

## 竹原市庁舎環境衛生管理業務仕様書

第1 この仕様書は、竹原市（以下「甲」という。）の保有する竹原市庁舎（以下「庁舎」という。）の環境衛生管理業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するに当たって、当該業務に関して作業内容等を定めたものである。

第2 庁舎の位置及び概要は、次のとおりとする。

- 1 所在地 竹原市中央五丁目6番28号
- 2 構造 SRC・RC・S造 地下1階 地上6階
- 3 延床面積 8,131.32㎡

第3 業務の内容は、次のとおりとする。ただし、甲が特に必要と認めたときは、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

1 空気環境測定作業

(1) 測定方法

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「施行規則」という。）第3条の2に規定する方法により測定を行うこと。

(2) 測定時期及び回数

5月、7月、9月、11月、1月及び3月の計6回行うこと。

(3) 測定点

1階から6階の各フロアの廊下（6ヶ所）において行うこと。

(4) 測定項目

浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度及び気流の6項目について測定すること。

2 遊離残留塩素測定作業

(1) 遊離残留塩素の含有率100万分の0.1（0.1PPM）以上に保持

(2) 結合残留塩素の含有率100万分の0.4（0.4PPM）以上に保持

週1回遊離残留塩素のみ測定記録（給水栓末端）を年1回保健所に報告する。

3 受水槽、高架水槽及び排水槽の清掃点検及び水質検査作業

(1) 受水槽、高架水槽及び排水槽の種類及び規格

種類	数量	体積	設置場所	材質	内寸法（縦×横×高さ）
受水槽	2槽	43m <sup>3</sup>	地上2階	SUS	(2.0+2.0)×(5.5+2.0)×2.95H
高架水槽	2槽	13.8m <sup>3</sup>	塔屋	SUS	2.5×(1.5+1.5)×2.5H

(2) 清掃点検の内容

ア 槽内汚泥の引き出し

イ 槽内全面の清掃

ウ 槽内の点検及び補修

エ マンホールの状況点検及び補修

オ 満減水監視警報装置の状況点検

カ 揚水ポンプ及びバルブ類の点検

キ 漏水点検

ク ボールタップ、フート弁の状況点検及び補修（受水槽及び高架水槽）

ケ オーバーフロー管と排水口空間の点検（受水槽及び高架水槽）

コ 塩素水散布（2回繰り返し）（受水槽及び高架水槽）

サ 残留塩素の測定

シ 簡易専用水道検査（受水槽及び高架水槽）

(3) 水質検査の内容

施行規則第4条第1項第3号に規定する水質検査

(4) 実施時期及び回数

9月に1回行うこと。ただし、前号の水質検査のうち、施行規則第4条第1項第3号イに定めるものについては、9月と3月の2回行うこと。（別表参照）

(4) その他

ア 作業中の写真を撮影し、報告書へ添付すること。

イ 作業者に伝染病等の保菌者がいないことを証明する書類を提出し、係員の承認を得た上で作業を行うこと。

エ 作業者は、手足を石鹼で良く洗い、手足及び使用する用具を消毒液で消毒して作業を行うこと。

4 ねずみ・こん虫等の防除作業

(1) 作業内容

ア 発生源処理

庁舎内の全ての事務室、書庫、倉庫等を発生源とし、噴霧及び殺鼠剤で処理すること。なお、各階の書庫については、十分な効果を得るよう配慮し実施すること。

イ 一般処理面

庁舎内各階へ効果的に噴霧、殺鼠剤で処理すること。

(2) 実施時期及び回数

8月及び2月の計2回行うこと。

(3) 業務の順序等

事前に業務実施計画書を提出し、係員と協議の上承認を得て実施すること。

(4) 使用薬剤

薬事法（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品のうちから、無臭性、低毒性のものを使用し、引火性、発火性の製品を使用しないこと。

(5) その他

薬剤の散布に当たっては、器物、書類及び衣類等を汚染しないよう特に留意すること。

5 建築物環境衛生管理技術者の指定及び特定建築物維持管理状況報告書の作成

(1) 建築物環境衛生管理技術者の指定

乙は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づく建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから庁舎の建築物環境衛生管理技術者を指定し、甲は同法第6条第1項の規定により、これを選任するものとする。

(2) 特定建築物維持管理状況報告書の作成

竹原市役所へ提出する特定建築物維持管理状況報告書を次のとおり作成し、甲に提出すること。

ア 前期報告分 5月から9月までに実施した業務に基づき、速やかに作成すること

イ 後期報告文 10月から翌年3月までに実施した業務に基づき、速やかに作成すること。

(別表)

水質検査作業の実施時期及び回数

1 年1回、6月1日から9月30日の間に実施

塩素酸	クロロ酢酸	クロロホルム	ジクロロ酢酸	ジブロモクロメタン
臭素酸	総トリハロメタン	ブロモホルム	シアン化合物イオン及び塩化シアン	
トリクロロ酢酸	ブロモジクロロメタン		ホルムアルデヒド	

2 年2回以上実施

一般細菌	大腸菌	塩化物イオン	硝酸窒素及び亜硝酸態窒素	
有機物（全有機炭素量）		pH値	味	臭気
色度	濁度			

3 年2回以上、ただし適合項目は1回測定とすることができる

鉛及びその化合物	亜鉛及びその化合物	蒸発残留物
鉄及びその化合物	銅及びその化合物	